

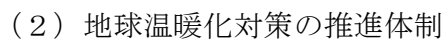
地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	中部電力株式会社
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	名古屋市東区東新町 1 番地
工場等の名称	技術開発本部
工場等の所在地	名古屋市緑区大高町字北関山 2 0 番地の 1
業種	電気・ガス・熱供給・水道業
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	自社ビル等（自ら所有し自ら使用している建築物）
事業の概要	工学研究所
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年7月28日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法		揭示 閲覧	（場所）
	○	ホーム ページ	（HPアドレス） https://www.chuden.co.jp/csr/environment/kohyo/taisaku/
		冊子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	Tsunekawa, Yoshihiro@chuden.co.jp		



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,379	t-CO ₂
①を （温室効果ガス 換算） ②を除く	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		1,379	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総排出量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排出量	0.06172	t-CO ₂ / m ²	0.05987	t-CO ₂ / m ²	3.0	%

（2）目標設定の考え方

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づき、削減目標を年1%として、3年間で3%の削減目標とした。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・ 省資源の推進 冷暖房	・空調温度の適正管理(夏季28℃、冬季19℃)	2021年度の使用量を基準として、2024 年度末までに3%削減
省エネルギー・ 省資源の推進 照明	・昼休み・退社時等の消灯	
省エネルギー・ 省資源の推進 O A機器	・不使用時の電源OFF徹底	
省エネルギー・ 省資源の推進 省エネ設備への更新	・設備（空調、照明など）の更新時は省エネ機器を 導入	
省エネルギー・ 省資源の推進 廃棄物の排出抑制	・ゴミの分別回収・リサイクルの実施	

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）
2015年度	太陽光発電設備	定格出力合計：23.8kW、年間発電量：約2万kWh

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

・ペーパーレスの推進（ディスプレイ活用による説明資料削減、保管資料の電子化） ・紙使用ルールの徹底（両面コピー、縮小コピー） ・従業員への環境教育の実施
--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--